

砂川市営（改良）住宅入居申込案内

（令和6年7月）

（目 次）

1. 市営住宅について	1
2. 申し込みから入居までの順序	1
3. 募集団地の概要	2
4. 申し込みの受付等	3
5. 申込資格	3
（別記 1）砂川市営住宅管理条例施行規則 第 2 条の 2	5
（別記 2）市営住宅収入基準の所得月額算出方法	6
6. 注意事項	7
7. 市営住宅入居申し込みに必要な書類	8
（別記 3）収入を証明する書類区分表	9
（別記 4）その他必要とされる書類の例	10
8. 請書の提出(契約手続)について	11
9. よくある質問	11

1. 市営住宅について

市営住宅は、住宅に困窮している低所得者の方のために建てられたものです。入居するためには一定の資格が必要であり、入居後もさまざまな決まりを守らなければなりません。

市営住宅は、市民全体の財産であることから大切に使用しなければなりません。また、必要最低限の修繕は行っていますが、築年数などにより部屋の状態が異なります。また、他の入居者と共同で生活する場であることを十分にご理解のうえ、申し込みをしてください。

なお、お預かりした個人情報、市営住宅の管理目的以外には使用しません。

2. 申し込みから入居までの順序

Step1 入居に関する相談

市役所建築住宅課住宅係の窓口(②番)において、入居に関するご相談をお受けします。

一部の住宅を除き、随時公募しており、1つの住宅のみ申し込みが可能です。

※ 住宅室内の下見については、身分証明書の提示があれば可能です。

申込先に空きがなければ待機の受付を行います。

(入居申込に係る待機については、住宅係へご相談ください。)



Step2 入居申込

申し込みする住宅が決まり、必要書類がすべて揃い次第、入居申込書の受付を行います。

(審査期間は約1~2週間程度です。)

※ 審査が終わり次第、希望住宅の修繕を開始します。

(お部屋の状態などにより修繕期間は異なります。概ね2か月程度の期間となります。)



Step3 入居手続き(入居資格を満たした方に、後日詳細なご説明をします)

(1) 請書等の入居契約書類の提出および敷金の納入

入居資格を満たした方に、請書等の入居契約書類をお渡します。住宅の修繕が完了後に入居決定通知書を交付しますので、入居決定通知書に記載の期限までに、入居契約書類を作成しご提出ください。また、同期限までに決定家賃の2か月分相当となる敷金を納入していただきます。

(2) 連帯保証人

1名必要です。

(3) 緊急連絡先

1名必要です。

(4) 入居にあたり守るべき事項

請書裏面に記載の入居にあたり守るべき事項をご確認ください。



Step4 入居(鍵交付)

入居請書を提出いただき、敷金の納付を終えますと、住宅の鍵をお渡しますので、引っ越しが可能となります。なお、契約日(鍵の交付日)から家賃が発生します。

3. 募集团地の概要

★市営(改良)住宅は下記のとおりです(高齢者専用・高齢単身可・単身可の要件については3ページをご覧ください)

団地名称	家賃 (収入等から決定)	戸数	階数	間取	建設年	対象等	備考
石山団地	16,300～	36	2階	1～3LDK	H22～25	世帯向け	単身可①(1LDK)
北光団地	16,900～	272	3階	2・3LDK	S62～ H13	世帯向け	市営、改良有 一部3階単身可②
寺町団地	12,900～	36	4～5階	3DK	S51～52	世帯向け	3階単身可② ※4～5階募集停止
東町団地	14,800～	150	5階	3DK	S53～56	世帯向け	3階単身可② ※4～5階募集停止
三砂団地(D棟)	17,300～	18	3階	1・2LDK	H7	高齢者専用 (1～2階) 母子世帯専用 (3階)	高齢単身可(1・2階) 申込時に別途審査有
三砂ふれあい 団地1号棟	16,400～	52	5階	1～3LDK	H18	世帯向け	単身可①(1LDK)
南吉野団地 (1～6号棟)	16,700～	63	2階	1～3LDK	H20～23	世帯向け 高齢者専用 (3・4号棟1階)	単身可①(1LDK) ※高齢者専用住宅(3～ 4号棟)は別途審査有
宮川中央団地 (西3条, 西6条)	16,500～	438	3階	3LDK	S58～61	世帯向け	市営、改良有 一部3階単身可②
宮川中央団地 (西7条)	15,500～	132	3階	3DK	S56～57	世帯向け	改良 1・2階のみ ※3階募集停止
やすらぎの家	12,400～	11	2階	1～3LDK	H1	高齢者専用	高齢単身可(1LDK) 申込時に別途審査有
宮川西団地	12,400～	10	平屋	3LDK	S57	世帯向け	

※ 家賃は間取り、築年数、収入、世帯構成などによって異なります

※ 宮川西団地を除き、有料駐車場があり、月額 2,670 円(1台)です

4. 申し込みの受付等

(1)申込書の配布・受付時間……8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

(2)受付場所……砂川市役所本庁舎 2 階 建築住宅課住宅係(21番窓口)

(3)申込方法……必要書類を持参のうえ、ご提出ください。

※ 郵送による申し込みは受付していません

(4)備考

- 申し込みは、1世帯1住宅のみです。
- 同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したときは、全ての申し込みが無効となります。
- すでに道営住宅等に、申し込みをされている場合は、原則申し込みできません。
- **事前に直接窓口にて説明を受けたいうえで、申し込みされることをお勧めします。**

5. 申込資格

1. 住宅に困窮していることが明らかな世帯

現在、持家のある方および公営住宅に入居中の方は、原則申し込みできません。

2. 現に同居または同居しようとする親族がある世帯

単身で申込可能な団地や高齢者・母子専用住宅もありますが、以下の基準があります。

- A) 「高齢者専用」は入居申込者本人がおおむね65歳以上、同居者は60歳以上であること
※「高齢単身可」は入居者申込者本人がおおむね65歳以上であること
- B) 「単身可①」は入居申込者が5ページ記載の「砂川市営住宅管理条例の施行規則第2条の2」に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ未成年でないこと
- C) 「単身可②」は入居申込者が未成年ではないこと
- D) 「母子専用住宅」は20歳未満の子のみを扶養している寡婦であること

3. 次の表の収入基準の範囲内にある世帯

市営住宅	収入認定金額
一般階層	月額 158,000 円以下
裁量階層	月額 214,000 円以下
改良住宅	収入認定金額
一般階層	月額 114,000 円以下
裁量階層	月額 139,000 円以下

市営住宅の入居申し込みには、月額収入が一定基準内にあることが必要です。「月額収入」とは、年間総所得(入居しようとする家族全員の1年分の所得の合計)から一般控除及び特別控除の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。

これは、国の定めたきまりに基づいて算出するものであり、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

なお、2種類以上の所得がある方は、合算してください。

月額収入={年間総所得-(一般控除+特別控除)}÷12(円未満切り捨て)

※所得の計算方法は、収入の内容(給与・年金・事業等)によって異なります。また、一時的な収入については基本的に含みません。

※控除額については6ページの別記2を参照ください。

注 1)裁量階層について

以下の世帯については、特に居住の安定を図る必要があるため、一般世帯よりも入居基準が緩和されます。

●高年齢者世帯

申込者が60歳以上で、同居者がいずれも60歳以上または18歳未満である世帯

●障がい者世帯 次のイ～ハに該当する障がい者を含む世帯

- イ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級から4級までの方
- ロ) 知的障がい者で、療育手帳AまたはB判定の方
- ハ) 精神障がい者で1級または2級の方

●同居する18歳未満の子がいる世帯

(18歳に達した年度を過ぎると裁量世帯ではなくなります)

●若年夫婦世帯

入居者および配偶者(事実婚等も含む)の年齢が合計80歳以下(夫婦共に40歳未満)の世帯

●戦傷病者世帯

●原爆被爆者世帯

●引揚者世帯

●ハンセン病療養所入所者等の世帯

注 2)収入認定の基本的な計算式は、6ページの(別記2)の通りとなります。

所得月額が、認定金額以下であれば基準に適合しており、入居の資格があります。

(所得税法に準じた計算となり、前頁の表より収入が多くても入居可能な場合があります。)

4. 入居しようとする方の持ち家がないこと

申込者本人および同居予定者の中に持家(自己所有)のある方がいる場合は申し込みできません(売却等により入居手続までに持家でなくなることが確認できる場合を除く)。

なお、土地のみを所有されている方に制限はありません。

5. 市税に滞納がない方(市外の方は住所地のもの)

納付すべき税(市町村民税や国民健康保険税・料など)に滞納がないこと。

6. 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

申込者および現に同居または同居しようとする人物が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員である場合は入居できません。

(別記1) 砂川市営住宅管理条例施行規則 第2条の2(一部抜粋)

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度がイからハに掲げる障害の種類に応じ当該イからハに定める障害の程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(別記2) 市営住宅収入基準の所得月額算出方法

- ① 以下の式が基本計算式になります。認定所得月額(式のCに計上される金額)が、収入認定金額以下であれば、入居収入基準に適合しており、入居の資格があります。

$$(A: \text{世帯の年間所得合計額} - B: \text{控除額の合計額}) \div 12 \text{か月} = C: \text{認定所得月額}$$

- ② 年間総所得(①のAに計上される金額)については、原則として前年分の年間総収入から算定されますが例外もあります。提出書類等については、9ページの(別記3)をご覧ください。
- ③ 控除対象(①のBに計上される控除額)、は以下の表の通りです。

区 分		控 除 対 象 と な る 方	控 除 額 (一人につき年間)
1 給与・年金		給与所得又は年金所得を有する方	10万円 (その者の合計所得金額が10万円未満の場合はその額)
2 親 族	同 居 親 族	本人以外の方で同居している方	38万円
	同居しない扶養家族	同居していないが所得税法上の扶養親族である方	
3 老人扶養親族 老人控除対象配偶者		満70才以上の扶養親族または控除対象配偶者	10万円
4 特定扶養親族		満16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
5 障がい者 (本人又は 1.の親族)	① 障がい者	②以外の障がい者	27万円 (②と重複しない)
	② 特別障がい者	1～2級身体障がい者・重度の精神障がい者	40万円 (①と重複しない)
6 寡 婦	本人又は同居親族で次のいずれかに該当する方 ア. 夫と死別してから婚姻をしていないか夫の生死が不明であり、合計所得金額が500万円以下の方 イ. 夫と離別してから婚姻をしておらず、生計を一にする扶養親族(子を除く)がいる、合計所得金額が500万円以下の方 ※ 「生計を一にする扶養親族」には他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族である方、所得金額の合計が48万円を越える方は含みません ※ 離婚の場合には扶養親族などがいなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦には該当しません ※ 扶養親族が子の場合は下記の「6.ひとり親」が該当になります。 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」とある方は対象外となります。		27万円 (その者の合計所得金額が27万円未満の場合はその額)
7 ひとり親	本人又は同居親族で次のいずれにも該当する方 ア. 現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方 イ. 生計を一にする子がいること ウ. 合計所得金額が500万円以下であること ※ 「生計を一にする子」の定義は寡婦の「生計を一にする扶養親族」の定義と同様です ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」とある方は対象外となります		35万円 (その者の合計所得金額が35万円未満の場合はその額)

6. 注意事項

- 申し込みの際、記入漏れや不足書類がある場合、または申込資格を満たしていない場合には、受付できません。
- 申し込みが虚偽と判明した場合や不正な同居等が確認された場合は、入居することができません。入居後に事実を偽っていたことが判明した場合には、住宅の明渡しを請求します。
- 婚約証明・誓約書を提出された場合は、入籍が入居の条件となります。
- 入居後は、速やかに入居申込者全員の住民票を住宅の住所に移してください。
- 家賃のほかに、共益費(防犯灯、共同水道、集会所等共同施設の維持管理に要する費用)や自治会費が必要です。また、住宅内の清掃や草刈り、除雪等は入居者で行うことになります。
- 住宅の暖房器具、照明器具、網戸などは、入居者に用意していただきます。
- 暖房器具(ストーブ)について、構造上取付が不可能な住宅を除き、FF 式ストーブを使用していただきます。また、居室内の結露が起りやすくなるため、ポータブルストーブについては使用を禁止しています。
- 動物の飼育・持ち込みは禁止です。また、住宅敷地内での餌やり行為も禁止です。飼育されていることが確認された場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。
- 附属物(エアコンや温水洗浄便座等)を設置する場合は、設置前に申請が必要です。
- 迷惑となる行為等が判明した場合や家賃滞納(3か月以上)、施設管理上不適切な使用があった場合は、住宅の明渡請求を行います。
- 駐車場は各戸1台分利用可能です。2台目(一部住宅は3台目まで)は、利用されていない区画があれば可能な場合もありますが、ご希望に添えるとは限りません(車検証に記載されている使用者が入居者又は同居者と異なっている場合は、駐車場を利用できません)。
- 住宅の敷地内のスペースや道路は、駐車禁止です。路上駐車はとても危険で、緊急車両や一般車両の通行の妨げとなり、他の入居者の迷惑となりますので、絶対に駐車しないでください。駐車場敷地内での駐車により、通行の障害や損害賠償が発生しても市は責任を負いません。
- 退去時には、修繕費用を負担していただきます。部屋の使い方によっては、高額な負担が生じることがあります(畳・襖の張替、クロス張替、消耗品等)。

7. 市営住宅入居申込みに必要な書類

(○は必ず提出 ☆はいずれか1つを提出 ▲は対象となる方のみ提出)

提出書類	提出	発行元	発行等内容および留意事項
市営住宅入居申込書	○	住宅係	申込時の状況で、必要事項をすべて記入
収入証明書類 (収入がある方全員分)	○	勤務先等	12か月分の収入がわかる書類 詳しくは、9ページの(別記3)をご覧ください
税の滞納が無いことを確認できる書類	☆	市区役所 町村役場	18歳以上の方は全員必要 納税証明書または完納証明書など 課税されていない方は非課税証明書 無収入の学生であれば学生証の写しも可
住民票	▲	市区役所 町村役場	砂川市外に住民登録のある方全員分
婚約証明・誓約書	▲	住宅係	市の書式で婚姻予定を証明
戸籍謄本(全部事項証明)	▲	市区役所 町村役場	寡婦またはひとり親世帯の方 単身世帯の方
健康保険証の写し	▲	本人	別途書類で扶養を確認できない場合で、申込者および同居する方全員分
退職予定証明書	▲	勤務先等	退職予定の方がいる場合
障がい者等の手帳の写し	▲	本人	該当する方がいる場合は手帳の写し
暴力団排除にかかわる調査同意書	▲	住宅係	18歳以上の男性が対象
その他	▲		上記以外に審査に必要とされる書類 (具体例は、9ページの(別記3)をご覧ください)

(別記3) 収入を証明する書類区分表

次の区分表のうち、該当する書類が全て必要です。

○給与所得の方

A)前年の1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務されている方	・前年分の源泉徴収票(または写し) ・市町村・都道府県民税特別徴収税額通知書(または写し) ・所得証明書(市区町村発行) ・所得税の確定申告書(提出の事実・提出年月日などの確認できる書面) ⇒いずれかひとつを提出
B) 前年の1月2日から現在までの間に転職、退職等で勤務先、収入状況に変更のあった方	・給与支払証明書(就職後の給与に関する勤務先の証明書) ・市書式の給与明細書(就職後の給与を勤務先が証明する様式) ⇒いずれかで「直近 12 か月分の収入が記載されたもの」をひとつ提出 (勤務実績が 12 か月未満の場合には就職以後直近月までの内容を記載となります)

○年金所得の方

C)受給する年金が 1 種類の方	・公的年金等の源泉徴収票(または写し) ・年金額改定通知書(または写し) ・所得証明書(市区町村発行) ・所得税の確定申告書(提出の事実・提出年月日などの確認できる書面) ⇒いずれかひとつを提出
D)受給する年金が複数種類の方	・それぞれの年金について「公的年金等の源泉徴収票(または写し)」または「年金額改定通知書(または写し)」 ・所得証明書(市区町村発行) ・所得税の確定申告書(提出の事実・提出年月日などの確認できる書面) ⇒いずれかひとつを提出

○事業所得の方

E)前年 1 月 1 日以前から引き続き現在の事業を行っている方	・所得証明書(市区町村発行) ・所得税の確定申告書(提出の事実・提出年月日などの確認できる書面) ・事業収入申告明細書(前年度 12 か月分記載されたもの) ⇒いずれかの方法で提出
F)前年 1 月 2 日以降に事業を開始した方	・事業収入申告明細書 (直近 12 か月分記載されたもの。実績が 12 月未満の場合には開始以後直近月末日までの内容を記載してください)

○給与所得、年金所得、事業所得のうち複数種類の収入を得ている方

G)前年の1月1日以前から現在に至るまで、収入状況が変わらない方	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書(提出の事実・提出年月日などの確認できる書面) ・所得証明書(市区町村発行) <p style="text-align: right;">⇒いずれかひとつを提出</p>
H) 前年の1月2日から現在までの間に転職、退職等で勤務先、収入状況に変更のあった方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与について……B)を参照ください ・年金について……「公的年金等の源泉徴収票」か「年金額改定通知書」のいずれか(ともに写し可) ・事業について……F)を参照ください <p style="text-align: right;">⇒該当するものを全てひとつずつ提出</p>

○その他

I)失業中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し ・無職無収入申出書 <p style="text-align: right;">⇒いずれかひとつを提出</p>
J)生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書
K)無収入の方	<ul style="list-style-type: none"> ・無職無収入申出書

(別記4)その他必要とされる書類の例

- 身上調書・・・高齢者専用住宅(シルバーハウジング)入居希望の方。当市高齢者支援係(⑩窓口)にて入手できます
- 公営住宅使用料完納証明書・・・過去5年以内に公的住宅(都道府県営住宅、市区町村営住宅、UR住宅、雇用促進住宅など)に居住歴有の方。各住宅管理者に滞納がないことを証明していただきます
- 保護命令決定書・・・配偶者からの暴力や脅迫を受けた方で、裁判所から保護命令が決定されたことを示す書類を提出していただきます(写し可)
- 戦傷病者の証明書・・・裁量階層が適用される戦傷病者である方
- 永住帰国者証明書・・・裁量階層が適用される引揚者(特別永住者)である方
- ハンセン病証明書・・・裁量階層が適用されるハンセン病療養所入所者等である方
- 医療特別手当証書・・・裁量階層が適用される原爆被爆者である方

8. 請書の提出(契約手続)について

<p>(1) 連帯保証人の選定</p> <p>※ 連帯保証人が1名必要です</p> <p>※ 要件については、右記の4点を全て満たす必要があります</p>	<p>1.国内に住所がある方(空知管内が望ましい)</p> <p>2.入居者と別住所、別世帯で独立生計を営む方</p> <p>3.確実な支払能力を有する方 (契約者の年所得と同程度以上)</p> <p>4.責任能力がある状態の方 (認知症などの心神喪失状態でないこと)</p>
<p>(2) 緊急連絡先の選定</p> <p>※ 1名必要です</p>	<p>できるだけ入居者の親族で砂川市内居住の方</p>
<p>(3) 敷金の納付…決定家賃の2か月分です</p>	<p>礼金、仲介手数料等は不要です。</p>

なお、上記以外の詳細については、入居資格の確認および住宅の修繕が完了した後、入居決定通知の交付時にご案内します。

9. よくある質問

① 現地で空き家があるのを確認しましたが、すぐ入居できますか？

→必要書類がそろい次第受付をいたします。ただし、複数の住宅への申し込みが不可能であることや入居が決まった場合には変更ができないので、ご注意ください。入居申込の審査が終わり次第住宅修繕を行います。修繕は 1～2 か月程度かかりますので、余裕をもって申し込みください。

② 外国人の入居はできますか？

→在留資格があり、他の申込資格を満たす方は入居可能です。

③ ひとり親世帯や心身障がい者世帯は、優先的に入居できると聞いたのですが本当ですか？

→入居要件が緩和されるという形での対応になります。より緩やかな基準の裁量階層の適用や所得計算の控除額の増額などがなされることになります。また、市営三砂団地D棟には、母子専用住宅が6戸あります。

④ 住宅で事業はできますか？

→できません。公共の住宅として供給しているため、許可はできません。

⑤ 部屋の下見はできますか？

→空いている住宅は下見ができます。鍵をお貸しする際、連絡先と身分証明書の提示(コピーさせていただきます)が必要です。

⑥ 恋人(知人)と住むことはできますか？ →できません。同居できる方は親族のみです。

⑦ 現在、市営住宅に住んでいますが他の市営住宅を申し込めますか？あるいは他の自治体ですでに公営住宅に住んでいても申し込みができますか？

→すでに、砂川市内の市営住宅に入居されている方はできません。ただし、現在住んでいる住宅で生活できない身体障がいを負ったなど、客観的に生活が不可能な状況になっていることが確認できる場合についてはその限りではありません。

また、他の自治体で公営住宅にお住まいの方でも、申し込みが可能ですが、砂川市の市営住宅に入居しなければならない正当な理由(転職により砂川市内に勤務するものの遠隔に居住する場合等)や、使用料や税の滞納がないことが条件となります。

⑧ 動物を飼ってもいい住宅はありますか？

→市営住宅では動物を飼うことができません。動物を飼うと周辺環境を乱したり、ほかに著しく迷惑を及ぼすような場合になることがありますので、動物を飼っていることが発覚した場合には、住宅の明渡請求を行う場合があります。また、動物を飼っている住宅は、修繕費用の負担が多額になる場合があります。

⑨ 罹災した場合、市から補償などはありますか？

→公営住宅の共用部及び住居内の設備については火災共済に加入しておりますが、家財については補償の適用外になりますので、家財の補償をご希望の場合、別途契約の必要があります。

⑩ 希望する住宅の家賃額を知りたい。

→世帯収入等によって異なります。別紙(市営住宅一覧)にある金額が目安となります。詳細については、窓口でお問い合わせください。

⑪ いつから引っ越しできますか？(いつから住民票を異動できますか？)

→住宅の鍵を受け取った後であれば、いつでも入居いただけますが、速やかに入居して、住民票を異動し、郵便局にも転居届を提出してください。

⑫ 他の公的な住宅は砂川市内にありますか？

→砂川市内には、移住定住促進住宅と道営住宅があります。移住定住促進住宅については、当市ホームページをご覧ください。また、道営住宅については、以下にお問い合わせください。

事業所名称:MMS・HBSグループ エム・エムエスマンションマネジメントサービス(株)

所在地:滝川市本町2丁目3番5号

連絡先:0125-23-3071 HP:<http://www.mms-jp.net/>

市営住宅の問い合わせ:砂川市建築住宅課住宅係 0125-54-2121(内線 2411 2412)

0125-74-8757(係直通)